

## 相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ

- 照会する庁は、被相続人の最後の住所地を管轄する裁判所です。最後の住所地は被相続人の住民票除票又は戸籍の附票で確認してください。  
また、照会ができる方は、以下の2通りに限られます（なお、本説明書は以下のBの方を対象としておりますのでご注意ください）。  
**A 相続人（照会者が相続放棄・限定承認の申述をしたか否かは問いません）**  
**B 被相続人に対する利害関係人（債権者等）**
- 照会の手数料は無料です（受理証明書交付申請については以下の※を参照）。
- 照会の際は、以下の書類が必要になります。ただし、例外的にその他の書面のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。  
なお、②③の書類及び④における「被相続人の戸籍の附票」等の書類については、原本の還付が可能です。ご希望される場合は、原本とコピーの両方を提出ください（照合の上で原本をお返しします）。コピーする際は、付せん部分の付け忘れや認証の日付の写し忘れがないようご注意ください。
  - 照会申請書及び被相続人等目録**
  - 被相続人の住民票の除票（本籍地の表示があるもの）**  
廃棄になっている場合は、被相続人の最後の住所地が当庁管轄内であった旨の調査報告書と疎明資料
  - 照会者の資格を証明する書類（発行から3か月以内のもの）**  
【個人の場合】 照会者の住民票  
【法人の場合】 商業登記簿謄本または資格証明書
  - 利害関係の存在を証明する書面（写し）**  
金銭消費貸借契約書、訴状、競売申立書、競売開始決定、債務名義等の各写し、担保権が記載された不動産登記簿謄本、その他債権の存在を証する書面など  
なお、被相続人の住所地につき上記書面上の住所地と、②の住民票上の住所地とが異なる場合には、別途「被相続人の戸籍の附票」等をご提出いただき、住所地が変更になっている事実を疎明していただく場合があります。
  - 相続関係図・・・被相続人と相続人の関係図（手書きで結構です）**
  - 委任状（代理人に委任する場合のみ必要です）**  
本照会において代理人になれるのは弁護士と申請会社の社員のみです。
  - 宛名を記入した返信用封筒と切手・・・郵送で回答を求める場合のみ必要です。**
- 調査期間は、以下のとおりです。
  - 被相続人の死亡日が平成18年以降の場合、死亡日から現在まで
  - 被相続人の死亡日が平成17年以前の場合、第1順位者については被相続人が死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄が受理された日からそれぞれ3か月間が調査期間となり、それ以上の期間の照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 受理証明書（相続放棄を受理している旨の証明書）交付申請については、有無の照会の審査と異なり、さらに添付書類が必要となる場合があります。不明な点については、家庭裁判所にお問い合わせください。相続人1人につき150円の申請費用が必要です（限定承認の場合は相続人の人数に関係なく一律150円）。

照会先一覧表	青森家庭裁判所家事受付センター	(017-722-5732)
	弘前支部	(0172-32-4371)
	八戸支部	(0178-22-3167)
	五所川原支部	(0173-34-2927)
	十和田支部	(0176-23-2368)
	むつ出張所	(0175-22-2712)
	野辺地出張所	(0175-64-3279)